

森林所有者の皆様へ

平成26年10月1日以降に

水源地域内において
森林の土地取引を行う場合は

事前届出が必要です!



森づくり応援団長
みやざき犬の
むらちゃん

宮崎県水源地域保全条例

県土の約76%を占め、水源涵養機能など多面的機能^{かん}を有する森林の保全は、水資源の保全という観点からも重要です。

水源地域としての森林を将来にわたって守り育てていくため、県では水源地域における土地取引の事前届出制度等を定めた「宮崎県水源地域保全条例」を制定しました。

水源地域における土地取引の事前届出制度

平成26年10月1日以降に、水源地域内の森林である土地について、売買などの契約を締結しようとするときは、宮崎県水源地域保全条例に基づき、その6週間前までに当事者の氏名・住所、取引後の土地の利用目的等を県に届け出なければなりません。



詳しくは裏面へ

● ホームページ

宮崎県水源地域保全条例

検索



水源地域

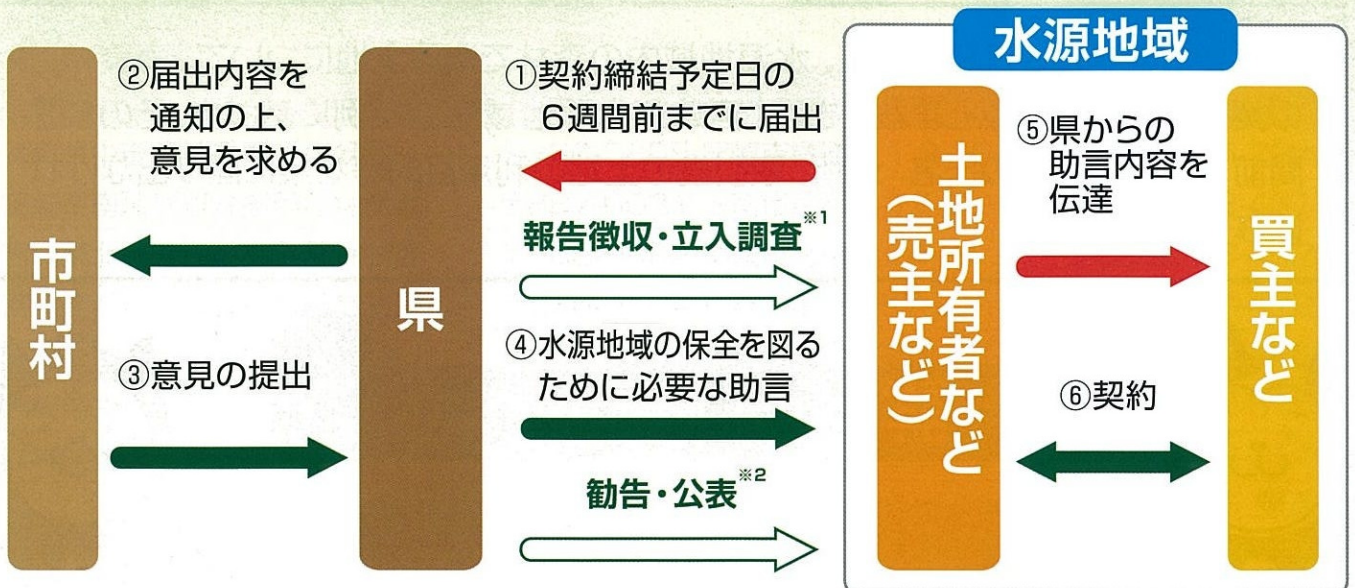
水源涵養機能の^{かん}高い森林を含む地域を、市町村のいわゆる大字単位で指定

※ 水源地域は、県庁ホームページ（「宮崎県水源地域保全条例」で検索）又は最終ページ記載の西臼杵支庁・各農林振興局林務課で御確認ください。

事前届出の概要

- 届出対象の土地 … 水源地域内の、現況が森林で、地目が山林・原野・保安林・田又は畑である土地。ただし、農地法第2条第1項の農地は除く。
- 届出対象の取引 … 贈与、売買、交換、地上権、地役権、使用貸借、賃貸借に関する契約（相続は対象となりません。）
- 届出者 …………… 土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方（売主等）
- 届出期限 …………… 契約締結予定日の6週間前まで
- 届出先 …………… 知事（最終ページ記載の西臼杵支庁・各農林振興局林務課に提出してください。郵送可）
- 適用除外 …………… 取引の相手方が国や地方公共団体である場合などは対象となりません。
※ 詳細については、最終ページ記載の西臼杵支庁・各農林振興局林務課にお問い合わせください。

届出後の流れ



※1 届出内容に不明な点などがある場合は、必要に応じて届出者（売主など）に報告を求めたり、土地への立入調査を行います。

※2 届出をしなかったり、虚偽の届出をした者又は報告徴収・立入調査を理由もなく拒む等の行為を行った者には、必要な措置を講ずるよう勧告を行い、勧告に従わない場合は、氏名・住所及び勧告内容等を公表することがあります。

届出書の様式

記入例

様式第2号（第8条関係）

土地の所有権等の移転等の届出書

平成26年10月1日

宮崎県知事 殿

所有権など土地に関する権利を現在有している方（売主等）が、届出者となります。

届出者 住所 宮崎市橘通東〇〇-〇
氏名 宮崎 県太 (印)
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(電話番号 - -)

宮崎県水源地域保全条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

連絡がとれる電話番号を必ず記入して下さい。

1 契約の当事者

当事者	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
所有権等の移転又は設定をしようとする者	宮崎 県太	宮崎市橘通東〇〇-〇 (電話番号)
所有権等の移転又は設定を受けようとする者	株式会社〇〇産業 代表取締役 水源 花子	宮崎市恒久〇〇-〇 (電話番号)

2 契約に係る土地の所在等

(1) 土地に関する事項

所在	面積 (m ²)	地目	現況
宮崎市〇〇10-5	<input checked="" type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公簿 1,215 m ²	山林	山林
	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公簿 m ²		
	<input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公簿 m ²		

すべての筆を記載し、記載できない場合は、「外〇筆（別紙記載）」として別紙を添付してください。
必ず地番まで記載してください。

原則、実測面積を1㎡単位（1㎡未満は四捨五入）で記載してください。

土地の利用目的 立木販売のため。伐採後は植林の予定

「土砂採取」・「現況利用」など、わかりやすく記載してください。

(2) 契約に係る事項

契約を締結しようとする年月日	平成26年12月1日		
契約の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 権利の移転 (<input checked="" type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 権利の設定		
契約に係る権利の種別及び内容	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 賃借権		
	期間の定めがある場合は、その内容	年 月 日から 年 月 日まで	

契約に期間の定めがある場合、その期間を記載してください。

届出書には、土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面として、以下の2種類の図面を添付してください。

- 1 土地の位置を明らかにした地図（縮尺5万分の1程度）
- 2 土地及びその付近の状況を明らかにした図面（縮尺5千分の1程度）

事前届出制度のQ&A

Q1 どのような場合に届出が必要ですか？

水源地域内の土地に関する権利（所有権、地上権など）を移転又は新たに設定する契約を締結しようとする場合に届出が必要となります。
（相続は対象外です。）

Q2 届出はだれが、いつ行うのですか？

水源地域内の土地所有者等（売主等）が、契約を締結しようとする日の6週間前までに下記の西臼杵支庁・各農林振興局林務課に届け出てください。

Q3 届出書の記載内容は？

契約の当事者の氏名・住所、当該土地の所在・面積、所有権等の種別、契約後の土地の利用目的等です。
（前ページの記入例を御覧ください。）

届出書の様式は、県庁ホームページ（「宮崎県水源地域保全条例」で検索）からダウンロードするか下記の西臼杵支庁・各農林振興局林務課で配布しております。

Q4 届出をしないとどうなるのですか？

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、必要な措置を講ずるよう勧告を行い、勧告に従わない場合は、氏名等を公表することがあります。

Q5 この条例の届出を行えば、森林法や国土利用計画法に基づく届出は必要ないのですか？

必要です。

森林法や国土利用計画法に基づく届出は事後の届出であるため、新たに土地の所有者等（買主等）になった方から、市町村長に別途届出を行っていただく必要があります。

届出先	住所	電話番号
宮崎県中部農林振興局林務課	〒880-0805 宮崎市橘通東 1-9-10	0985-26-7283
宮崎県南那珂農林振興局林務課	〒887-0031 日南市戸高 1-12-1	0987-23-4317
宮崎県北諸県農林振興局林務課	〒885-0024 都城市北原町 24-21	0986-23-4523
宮崎県西諸県農林振興局林務課	〒886-0004 小林市細野 367-2	0984-23-4725
宮崎県児湯農林振興局林務課	〒884-0002 高鍋町大字北高鍋 3870-1	0983-22-1350
宮崎県東臼杵農林振興局林務課	〒882-0872 延岡市愛宕町 2-15	0982-32-6157
宮崎県西臼杵支庁林務課	〒882-1101 高千穂町大字三田井 22	0982-72-3178

※ 郵送可

【問い合わせ先】

届出に係る土地を管轄する上記西臼杵支庁・各農林振興局林務課又は宮崎県森林経営課森林計画担当にお問い合わせください。

TEL 0985-26-7159 / FAX 0985-27-0987
E-mail shinrin-keiei@pref.miyazaki.lg.jp

● ホームページ

宮崎県水源地域保全条例

検索